

新潟県条例第19号

新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
2 法第16条第1項の規定による宅地建物取引士資格試験を受けようとする者	宅地建物取引士資格試験手数料	1件につき <u>8,200円</u>	2 法第16条第1項の規定による宅地建物取引士資格試験を受けようとする者	宅地建物取引士資格試験手数料	1件につき <u>7,000円</u>
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。